

### (3) 報告を求めるために用いる方法及び報告を求める期間の変更

オンライン調査について、調査票Bだけでなく、調査票Aについてもオンラインによる報告<sup>(注)</sup>を可能とし、全ての報告者を対象に導入する。  
また、これに伴い、報告を求める期間を1日延長する。

(注) 政府統計共同利用システムを利用した報告 (HTML形式)

#### (審査結果)

本調査の調査方法は、従来、調査員調査によっているが、これに加え、平成23年調査では、報告者の利便性の向上及び調査の円滑な実施の観点から、オンライン調査の導入の効果や導入に伴う事務負担を検証するため、報告者数が少ない調査票Bに限定してオンライン調査を導入したところである。

オンライン調査に関しては、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において推進を図ることとされているほか、個人情報保護意識の高まりや報告者のライフスタイル等の多様化への対応や、電子調査票に実装されるチェック機能による調査票の審査業務の負担軽減、結果精度の確保・向上等にも資するものである。

これらのことを踏まえ、平成28年調査では調査票Aにもオンライン調査の拡大を図るものである。

また、調査票Aへのオンライン調査の拡大に伴い、経由機関である都道府県における調査票の提出状況の把握等に時間を要するため、報告を求める期間を1日延長するものである（平成28年10月6日～同月30日）。

これらについては、第Ⅱ期基本計画の指摘に沿ったものであることから、おおむね適当であると考えるが、オンライン調査が円滑に実施されるための所要の方策等が講じられているかについて検討する必要がある。

#### (論点)

- 1 前回調査（平成23年調査）における調査票Bへのオンライン調査の実施状況（オンラインによる回収率、導入の効果や導入に伴う事務負担の状況等）の結果についてどのように評価しているのか。今回調査における導入は、当該結果や評価を十分検証し、検証結果を踏まえたものとなっているか。
- 2 オンライン調査の円滑な導入・推進を図るとともに、オンラインによる回収率向上を図る観点から、具体的にどのような方策を講じることとしているか。  
例えば、平成27年国勢調査において導入され、一定の効果がみられている先行方式（紙の調査票の配布に先行して、オンライン調査の回答期間を設定する方式）を本調査においても導入する余地はないのか。
- 3 パソコンだけでなく、タブレットやスマートフォンによる回答を可能とする余地はないか。

#### (4) 集計事項の変更

集計事項について、調査事項の追加、削除等に伴う所要の変更を行う。

##### (審査結果)

調査事項の追加等に伴い、調査結果により作成される集計事項（統計）の充実が図られることは、政策課題を検討するために有用な情報が提供されることであり、また、研究者等の利用ニーズにも応えることになる。

しかしながら、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、表章区分等は適当か等については、集計表の有用性の確保等の観点から確認・検討が必要であると考ええる。

##### (論点)

- 1 調査事項の追加・変更に伴い、新たに作成される集計表の表章（様式）はどのようなものか。
- 2 調査結果の利活用の観点からみて、十分かつ適当なものとなっているか。

#### (5) 東日本大震災の影響に伴う調査計画の規定の削除

東日本大震災の影響により東北3県（岩手県、宮城県及び福島県）の一部地域を調査対象地域から除く等としていた調査計画の規定を削除する。

##### (審査結果)

平成23年調査は、前記（2）のとおり、東日本大震災への対応として、東北3県の一部地域を調査対象地域から除外し、これに伴い調査票Aに係る報告を求める者の数を削減して実施された。しかしながら、現在は、東北3県においても他の都道府県と同様の調査計画により本調査を実施することが可能であるため、上述の対応に係る調査計画の規定を削除するものである。

これについては、本調査の実施に当たっての東日本大震災の影響が解消されたことによる変更であることから、適当であると考ええる。

## 2 統計委員会諮問第28号の答申（平成23年1月26日付け府統委第10号）における「今後の課題」への対応状況について

〔「今後の課題」での記述〕

本委員会では、調査票の回収方法について、上記2(2)ア<sup>(注)</sup>のとおり、正確な回答を得る観点から、原則、調査員が回収を行うことが適当と判断した。

しかしながら、国民の個人情報保護に関する意識の高まり、ライフスタイルや居住形態の変化等により、調査員調査が以前よりは難しくなっているという一般的な事情も理解できるものである。

したがって、このような調査環境の変化に的確に対応しつつ、調査の円滑な実施を確保するため、次回調査に向けて、調査票の提出方法の多様化について検討を行う必要がある。

(注) 統計委員会諮問第28号の答申（抜粋）

### 2 理由等

#### (2) 調査方法

##### ア 調査票の回答方式の多元化について

本調査について、総務省は、従前どおり、原則として、調査員が調査票を配布・回収する方法により実施することを計画している。

これについては、本調査が、生活時間を詳細に把握するための調査であり、調査対象となる日から時間が経過するごとに記憶が薄れ、正確な報告が得られなくなるという特性を有することを勘案すると、調査員調査で、正確な回答を得ることを優先すべきであることから、適当である。

また、総務省は、今回から、調査票Bについて、インターネットを利用した回答を可能とすることを計画している。

インターネットを利用して回答を行う方式を導入することは、国民の個人情報保護意識の高まりや昼間不在世帯の増加による調査を取り巻く環境の変化があることを受けたものであり、回答時のチェック機能などにより正確性を確保しつつ、報告者の利便性を向上させ、調査票の円滑な提出を可能とする措置であることから、適当である。

ただし、インターネット回答方式は、今回、本調査において初めてかつ全国一斉に導入することとしていることから、効果や導入に伴う事務負担を検証するために、報告者数が少ない調査票Bに限定して導入することは、やむを得ない措置である。

### (審査結果)

この課題は、本調査が、生活時間を詳細に把握するための調査であり、調査対象となる日から時間が経過するごとに記憶が薄れ、正確な報告が得られなくなるという特性を有することを勘案すると、調査員調査で正確な回答を得ることを優先すべきではあるが、調査員調査が以前より難しくなっているという調査環境の変化に的確に対応しつつ、調査の円滑な実施を確保する必要があるとの問題意識を踏まえて付されたものである。

この課題に対して、総務省は、オンライン、封入及び郵送といった各提出方法について検討を行い、調査員が調査票を回収する際に記入状況を確認できない封入及び郵送による提出方法については、調査結果の正確性の確保の観点から、原則として導入しないが、前回調査での調査票Bに加え、前記(3)(17ページ参照)のとおり、調査票Aについてもオンラインによる報告を可能とし、全ての報告者について調査員調査とオンライン調査を併用することとしている。

これについては、オンライン調査を全ての報告者に拡大することにより、報告者の利便性の向上、オンラインシステム上のチェック機能等による調査票の審査業務の負担軽減等にも資するものであることから、適当であると考えるが、その他の調査票の提出方法（封入及び郵送）の導入の可能性について検討する必要がある。

**(論点)**

- 1 過去の本調査において、封入又は郵送により調査票が提出された実績はどのようになっているか。また、封入又は郵送により提出された調査票と通常の調査員が回収した調査票とでは、回答状況にどのような違いがみられるか。
- 2 封入及び郵送による提出方法の導入に関し、経由機関である都道府県や調査員の意見を聴取しているか。また、その内容はどのようなものか。
- 3 上記1及び2を踏まえ、本調査への封入又は郵送による調査票の提出方法の導入の余地はあるか。

### 3 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応状況について

〔第Ⅱ期基本計画での記述〕

欧州統計家会議（CES）による「生活時間調査に関するガイドライン」（Guidelines for Harmonizing Time-Use Surveys）の内容を精査し、社会生活基本調査（基幹統計調査）の調査計画の検討に活用する。

#### （審査結果）

欧州統計家会議（CES）による「生活時間調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、各国が生活時間調査の設計等を行うに際してのガイドラインの提供や調査結果の国際比較可能性を高めること等を目的として、欧州統計家会議（CES）の活動に参画している先進国等の経験に基づき、平成25年に作成されたものである。

第Ⅱ期基本計画における上述の指摘事項は、国際比較の一層の推進を図る観点から、本調査においても、当該ガイドラインの内容を踏まえる必要があるとして、付されたものである。

これについて、総務省（統計局）は、本調査の調査計画とガイドラインとの対応状況を整理した結果、ガイドラインにおける指摘事項については本調査ではおおむね対応しているとしているが、当該判断が妥当かについて検討する必要がある。

#### （論点）

- 1 本調査の調査計画の検討に当たり、ガイドラインをどのように活用したのか。ガイドラインにおける指摘事項への対応状況は、具体的にはどのようになっているか。
- 2 ガイドラインでは、生活時間調査においては主観的幸福度の指標を含むべきとされているものの、これについて本調査では対応していないが、その理由は何か。
- 3 その他、これまで、本調査においては調査結果の国際比較可能性を高める観点から、どのような取組を行っているのか（調査票Bにおける取組のほか、調査票Aの「生活時間について」における行動分類と諸外国で使用されている行動分類との関係も含む）。また、本調査結果と諸外国における同種の調査結果に係る国際比較の状況はどうか。

以上